花学プロジェクト 会則

（名称）

第１条　本会は、花学プロジェクトと称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、会長宅とする。

（目的）

第３条　本会は、花き業界、花育推進と発展を目的とし、令和5年４月１５日設立する。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（１）フラワーアレンジメント体験事業

（２）年に１度花きイベントを行う

（会員）

第５条　本会の会員は、次の２種類とする。

（１）会の目的に賛同し入会した者

（２）その他、会長が認めた者

（入会）

第６条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を花学プロジェクト実行委員会に提出し、承認を得るものとする。

（退会）

第７条　会員は、退会届を花学プロジェクト実行委員会に提出することにより任意に退会することができる。

（役員）

第８条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　1名

２　第１項に定める役員は会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第９条　会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

（総会）

第10条　本会の総会は、会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）事業の変更

（３）事業報告及び収支決算

（４）役員の選任または解任

（５）解散

（６）その他会の運営に関する重要項目

３　総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

４　第２項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附則

１　この会則は、令和５年４月１５日から施行する。